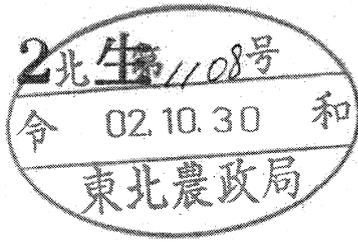




別添 4



2 生産第 1350 号
令和 2 年 10 月 29 日

東北農政局生産部長 殿

生産局農業環境対策課長

「地方公共団体及び事業者が生産・出荷する有機質土壌改良資材の取扱いについて」の制定について

落ち葉、雑草、剪定枝、樹皮（バーク）及び木材チップ・パウダー（樹皮を除去したものを除く。）等の有機質土壌改良資材については、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故（以下「原発事故」という。）の影響により、暫定許容値を超える放射性セシウムが検出され、管理も困難であることから、17 都県（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県及び静岡県をいう。）内においては、新たな生産・出荷及び施用を控えるよう要請するとともに、17 都県内の地方公共団体や事業者が有機質土壌改良資材の生産及び出荷を行う場合、「地方公共団体や事業者が生産する有機質土壌改良資材の取扱いについて」（平成 25 年 9 月 9 日付け 25 生産第 1856 号農林水産省生産局農業環境対策課長通知、以下「事業者再開通知」という。）に基づく手続を行うよう御指導いただいていたところでした。

原発事故から 9 年が経過し、自然界中の放射性セシウム濃度が低下し、暫定許容値を超える有機質土壌改良資材が生産されるリスクも低下傾向にあります。

一方、これまでの調査から、土壌の混入や、窪地や側溝にある落ち葉を原料として使用する等により、生産管理が適切に行われなければ、暫定許容値を超える有機質土壌改良資材が生産されるおそれがあることが明らかになったところでした。

このような状況を受け、地方公共団体又は事業者が有機質土壌改良資材の原料の収集から生産及び出荷までの工程を都県の指導の下で適切に管理することを前提に、有機質土壌改良資材の生産及び出荷に係る要請を見直すとともに、有機質土壌改良資材の生産及び出荷に係る手続を別添のとおり定めたので、御了知の上、貴局管内の関係県あて周知するとともに、適切な御指導をお願いします。

なお、本通知の発出に伴い、事業者再開通知は廃止します。



地方公共団体及び事業者が生産・出荷する有機質土壌改良資材の取扱いについて

令和2年10月29日2生産第1350号
農林水産省生産局農業環境対策課長

1 基本的な考え方

- (1) 落ち葉、雑草、剪定枝、樹皮（バーク）及び木材チップ・パウダー（樹皮を除去したものを除く。）等の農業用有機質土壌改良資材（以下「有機質土壌改良資材」という。）については、今もなお、放射性セシウム濃度が暫定許容値400 Bq/kgを超える可能性が排除できない。
- (2) このため、空間線量率が平常時の範囲（小数点以下第2位を四捨五入して0.1 μ Sv/h以下となる範囲）を超えたことがある17都県（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県及び静岡県）において、地方公共団体及び事業者（個人農家を除く。）（以下「事業者」という。）が有機質土壌改良資材の生産及び出荷（生産した有機質土壌改良資材が用途を特定せずに配布される等農業利用の可能性が排除されない場合を含む。ただし、肥料取締法（昭和25年法律第127号）第2条第2項に規定する特殊肥料を出荷する場合を除く。）を行う場合は、都県の指導の下、生産工程の管理及び有機質土壌改良資材の検査を行うことにより、出荷する有機質土壌改良資材の安全性を確保することとする。

2 具体的な手続

- (1) 草木や落ち葉等を原料に出荷を目的とした有機質土壌改良資材の生産を行う事業者は、原料の収集及び管理を行う際には、「腐葉土・剪定枝堆肥生産のための放射性セシウム管理指針」（別添）（以下「生産指針」という。）に従うとともに、できる限り他のロットと混ざらないよう管理を行い、チェックシート（別紙様式）の「1. 原料の収集」及び「2. 原料の堆積」を記入の上、都県に提出する。
- (2) 都県は、必要に応じて収集した原料の放射性セシウム濃度の検査結果を報告するよう、事業者に要請する。また、「放射性セシウムを含む肥料・土壌改良資材・培土及び飼料の暫定許容値の設定について」（平成23年8月1日付け23消安第2444号、23生産第3442号、23林政産第99号、23水推第418号農林水産省消費・安全局長、生産局長、林野庁長官、水産庁長官通知）に基づく放射性セシウムの暫定許容値（以下「暫定許容値」という。）を超えるおそれのある原料が存在する場所から原料を収集しないよう指導する。
- (3) 事業者は、有機質土壌改良資材の出荷日の1ヶ月以上前に、チェックシートの「3. 製品の生産」、「4-1. 製品の分析」及び「4-2. 必要書類の添付」に必要事項を記入の上、「有機質土壌改良資材の放射性セシウム濃度の検査結果（以下「検査結果」という。）等の必要書類を付して、管轄する都県に提出する。

なお、「地方公共団体や事業者が生産する有機質土壌改良資材の取扱いについて」（平成 25 年 9 月 9 日付け 25 生産第 1856 号農林水産省生産局農産部農業環境対策課長通知、以下「事業者再開通知」という。）に基づく手続を行い、検査結果が 2 年連続して暫定許容値の 2 分の 1（200Bq/kg）以下であった場合又は 3 年連続して暫定許容値（400Bq/kg）以下であった場合であって、ロットごとの製品の放射性セシウムの検査結果が低下傾向にあり、著しい増減がないことや原料収集場所及び生産方法に変更がないこと等を都県が確認した場合は、チェックシート及び検査結果の報告は不要とする。

- (4) 有機質土壌改良資材の放射性セシウムの検査は、事業者が生産した全てのロットを検査するものとする。
- (5) 以下の場合にあつては、チェックシート及び検査結果の提出は不要とする。
 - ① 有機質土壌改良資材の検査結果が 2 年連続して暫定許容値の 2 分の 1（200Bq/kg）以下となった場合又は 3 年連続して暫定許容値（400Bq/kg）以下となった場合であつて、ロットごとの製品の放射性セシウム濃度検査結果が低下傾向にあり、著しい増減がないことや原料収集場所及び生産方法に変更がないこと等を都県が確認した場合は、翌年以降の検査は不要とする。
 - ② 上記において、過去に事業者再開通知に基づいて行われた放射性セシウムの検査結果について、本通知に基づく検査結果として取り扱うものとする。
- (6) 都県は、事業者から提出されたチェックシートの記載内容及び検査結果が適正であるか確認し、チェックシートごと又はロットごとの出荷の可否を事業者に通知するとともに、引き続き生産指針に従って原料の収集及び有機質土壌改良資材等の生産が行われるよう指導に努めるものとする。
- (7) 事業者は、原料の収集場所を変更する場合は、変更後の収集場所の原料を用いた有機質土壌改良資材を出荷する 1 ヶ月以上前にチェックシートに放射性セシウムの検査結果を付して都県に提出するものとする。

なお、その後の手続は、（6）に準じるものとする。
- (8) 都県は、（3）に基づくチェックシート及び検査結果の提出状況及び（6）に基づく出荷の可否の年間の通知状況を取りまとめ、毎年 3 月 31 日までに地方農政局生産部生産技術環境課を経由して農林水産省生産局農業環境対策課宛て報告するものとする。

3 チェックシート作成等に当たっての留意点

- (1) 放射性セシウムの検査は、「培土中の放射性セシウム測定のための検査方法」等、別紙様式に掲げる各通知を参考に、適切に有機質土壌改良資材を検査すること。

ただし、

 - ① 出荷する状態の全てのロットを検査すること。

- ② 試料をサンプリングする前には、ロットごとに十分な切返しやかくはん等を行い資材の均一化を図ること。
- ③ ロットごとにサンプル番号を付与し、1検体ずつサンプルを採取すること。サンプルの採取時は、ロットごとに旗印等の目印を付けてロット中のどこから採取したのかが分かる写真を撮影するとともに、サンプルを縮分した場合、縮分しているところの写真を撮影すること。

- (2) 有機質土壌改良資材の形状が一定でないことから、資材の形状やロットの考え方、ロットからの試料のサンプリング方法、試料の前処理方法について詳しく記載すること。
- (3) チェックシートには、試料のサンプリング状況と採取試料の写真、分析機関が発行した検査結果に係る書類の写し等を添付すること。

記入日	(西暦) 2021 年 4 月 2 日
所属機関の名称	〇〇株式会社
記入者	農林太郎
住所	東京都
電話番号	090-9999-9999
メール、FAX	xxxxxx@yyyy.ne.jp

記入例

有機質土壌改良資材等の種類※1	竹パウダー
有機質土壌改良資材等の形状※2	粉状

※1 本チェックシートは有機質土壌改良資材(落ち葉、雑草、剪定枝、樹皮、木材チップ・パウダー(樹皮あり)等)の種類ごとに作成すること

※2 利用する状態の有機質土壌改良資材等の形状(例:泥状、土・粉状、塊状、棒状、つる状等)や乾燥状態、大きさ等を記載する。

1. 原料の収集

原料名	竹		
収集年月(西暦)	2020 年 3 月 ~	2021 年 9 月 頃	
収集場所(施設名、住所、範囲、地目等)	①竹林(●町1-2-3) ②竹林(●町2-3-4)		
長期間手入れ・清掃されずに堆積したままとなっている場所から収集を行っていない	<input checked="" type="checkbox"/> (行っていない)		
特異点(窪地、側溝、吹きだまり等)から収集を行っていない	<input checked="" type="checkbox"/> (行っていない)		
土壌が混入しないよう収集している	<input checked="" type="checkbox"/> (混入しないよう収集している)		

※自治体等が収集した原料を譲り受ける場合は、提供者から聞き取って記載すること

2. 原料の堆積

副資材(おがくず、刈草等)	<input checked="" type="checkbox"/> 副資材なし
他ロット、土壌等と混ざらないように管理している	<input checked="" type="checkbox"/> (管理している)
入手元不明なおがくず等を原料として使用していない	<input checked="" type="checkbox"/> (使用していない)
暫定許容値を超えたものを戻し堆肥として使用していない	<input checked="" type="checkbox"/> (使用していない)
今回の生産ロット数	(数字) 3 ロット

都道府県担当者確認欄

 確認済

3. 製品の生産

土壌が混入しないよう管理している	<input checked="" type="checkbox"/> (管理している)
他ロットと混ざらないように管理している	<input checked="" type="checkbox"/> (管理している)
定期的に切り返しを行い、十分に混和している	<input checked="" type="checkbox"/> (混和している)

4-1. 製品の分析			
通知※と同じ検査方法を採用している		<input checked="" type="checkbox"/> (採用している) 通知番号※(数字) ①	
ロットの考え方	注: 堆積された有機質土壌改良資材の1山や概ね1回に出荷する量ごと等、検査の対象とする1ロットの考え方を記載すること。		
試料の採取(サンプリング)方法	注: ロットにおける試料の均一性の確保及び土の巻き込み等交差汚染の防止の観点から、試料採取方法と採取量を記載すること。		
試料の前処理方法	注: 有機質土壌改良資材等の形状等から、のこぎりで粉にする、包丁やはさみで細かく刻む、ハンマーでつぶす等、可能な限り試料を均質にしてマリネリ容器に空隙を作らない形状にする方法とすること。		
分析事業者(団体)名	〇〇分析センター		
測定に用いた機器(どちらかに <input checked="" type="checkbox"/>)	<input checked="" type="checkbox"/> ゲルマニウム半導体検出器	<input type="checkbox"/> 簡易検出器(NaI(Tl)シンチレーションスペクトルメータ等)	
測定結果①	製品重量(又は体積)	(数字)	8 kg
サンプル番号※※ 〇〇社- A1-1- 110805- 12:00	どちらかに <input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> (数字)	ベクレル/kg
		<input checked="" type="checkbox"/> 定量下限(値)未満 (検出下限(値):	59.3 ベクレル/kg)
測定結果②	製品重量(又は体積)	(数字)	10 kg
サンプル番号※※ 〇〇社- B1-1- 110805- 12:00	どちらかに <input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> (数字)	ベクレル/kg
		<input checked="" type="checkbox"/> 定量下限(値)以下 (定量下限(値):	0.55 ベクレル/kg)
測定結果③	製品重量(又は体積)	(数字)	15 kg
サンプル番号※※ 〇〇社- B1-2- 110805- 12:00	どちらかに <input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/> (数字)	56 ベクレル/kg
		<input type="checkbox"/> 定量下限(値)以下 (定量下限(値):	ベクレル/kg)

※ 有機質土壌改良資材等の形状や生産方法等から、次に掲げる通知等を参考に、検査対象ロットの考え方、試料の採取方法、試料の前処理方法について記載すること。また、採用した通知番号を記載すること。

- ①「培土中の放射性セシウム測定のための検査方法」(平成23年8月31日付け農林水産省生産局農業生産支援課長、農業環境対策課長通知)
- ②「肥料中の放射性セシウム測定のための検査計画及び検査方法」(平成23年8月5日農林水産省消費・安全局農産安全管理課長通知)
- ③「飼料中の放射性セシウムの検査方法について」(平成23年8月3日付け農林水産省消費・安全局畜産安全管理課長通知)
- ④「調理加熱用の薪及び木炭の放射性セシウム測定のための検査方法」(平成23年11月18日付け林野庁林政部経営課長、木材産業課長通知)
- ⑤「土壌改良資材として利用される木炭・木酢液中の放射性セシウム測定の扱いについて」(平成23年10月7日付け農林水産省生産局農産部農業環境対策課長通知)

※※ ロット毎に以下のとおりサンプル番号を付し、1検体ずつサンプルを採取・分析すること。

<番号付与の例>

〇〇社 - A1 - 1 - 110805 - 12:00 - 〇〇資材
(ア) (イ) (ウ) (エ) (オ) (カ)

(ア) 採取実施機関名

(イ) 地点記号(試料を採取する各地点名とアルファベットを対応付けておく)

(ウ) 連番(地点記号ごとに1から順番に付与。複数日に渡り資材を採取する場合は前の番号の次から開始)

(エ) 採取年月日(西暦下2桁月2桁日2桁)

(オ) 梱包を終了した時刻(24時表記)

(カ) 資材の種類

4-2. 必要書類の添付			
4-1で分析した試料について、別添として製品ロットNo.毎に、旗印等の目印を付けてロット中のどこから採取したのかがわかる写真を添付している		<input checked="" type="checkbox"/> (添付している)	
4-1で分析した試料について、別添として製品ロットNo.毎に、縮分していいところの写真を添付している		<input checked="" type="checkbox"/> 添付している	<input type="checkbox"/> 縮分していないため添付していない
4-1で分析した試料について、別添として分析事業者からの分析結果報告書を添付している		<input checked="" type="checkbox"/> (添付している)	
都道府県担当者確認欄	<input checked="" type="checkbox"/> 確認済	<input type="checkbox"/> 問題あり(出荷を自粛してください)	